

請願番号	請願第23号	受理年月日	平成24年9月13日
請願の件名	<p>動物取扱業者の飼育する犬の「狂犬病の予防注射」に対する補助金措置を求める要請についての請願</p> <p>(請願の理由)</p> <p>我々は、動物愛護法の精神を尊重する動物取扱業者として、その重要な社会的役割を果たすべく日々努力と研鑽に努めているところであります。(動物＝哺乳類・鳥類・又は爬虫類に属するもの)</p> <p>我々の取り扱う動物は時代の変化とともに単なるペットという位置づけから、人間と共に生きるコンパニオンアニマル(ドッグ)として、それぞれの生活の背景に応じて様々な役割を担うようになってきています。</p> <p>特に犬は、 高齢者施設・福祉施設のセラピードッグとして、 身体の不自由な方々を介助する介助犬として、 1人住まいの高齢者の方の癒し犬として、 子どもたちの遊び相手として、 家族の絆を取り持つ家庭犬として、 その他多種多様にわたり社会的に重要な役目を果たしている現状が認知されてきています。</p> <p>動物取扱業者としては、動物を社会的に供給する担い手としての責任を自覚し、業界的に我々が取り組むべき課題も積極的に明らかにし、解決するべきと考えています。</p> <p>もとより我々は日常的に人と動物が快適な暮らしを進めることを目的として、動物(犬、猫)の飼育者に対し適切な飼育法のアドバイスや、モラルの啓発など、さまざまな角度からのアプローチも行ってきています。</p> <p>しかしながら、何よりも我々がその社会的使命を果たす上で欠かすことが出来ないのは、「狂犬病予防法」に基づく予防注射を受け、健康で健全で安心な動物(犬、猫)を供給し、さらに継続的供給のためには、それなりの数の動物を飼育する必要がある中、飼育中のすべての頭数における予防注射を受けることは、絶対に必要なことです。</p> <p>予防注射代金は、ご存じの通り家庭犬として飼養される1頭～</p>		

数頭に接種される時負担される1頭あたりの代金と登録業者が数十～数百頭接種するときの代金は全く同じであり、そのことは動物取扱業者にとって経営に対する大きな負担となっています。

宮崎県における予防注射代金は、市町村取扱い手数料(550円)、ワクチン代+獣医師の技術料(2,450円)ですが、自由経済における競争も無く、決定された金額を払わざるを得ない現状です。

予防注射は移行免疫後の幼いころから、繁殖を終了して生を全うするまでずっと必要な事であり、動物取扱業者として必ず出費し続ける必要があります。過去、マスコミ報道で、他県における経営難から飼育を放棄し多数の放置犬で問題となった件がありましたが決してあってはならないことだと認識しています。

宮崎県民の心の癒しと宮崎県経済の発展の一助を積極的に担う一つの産業として発展し、動物取扱業者の健全育成と経営安定を図るため「予防注射」に一部補助の措置を講じていただくよう要請いたします。

紹介議員	中野 廣明 有岡 浩一 井上紀代子 田口 雄二 河野 哲也 凶師 博規
摘要	